
見附市
原子力災害に備えた屋内退避・避難計画

【初版】

平成28年3月23日

見附市防災会議

原子力災害に備えた屋内退避・広域避難計画

< 目 次 >

第1章 総則

第1節 計画の目的	2
第2節 計画の基本方針	2
第3節 計画の修正	2

第2章 原子力災害対策の基本事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置	4
第2節 原子力災害対策を実施すべき地域	5
第3節 防護措置の実施基準	6

第3章 市の対応体制

第1節 災害対策本部等の設置	12
第2節 原子力災害発生時における対応の概要	13
第3節 緊急時における情報の流れ	14
第4節 住民への情報伝達	15
第5節 緊急時モニタリング	17

第4章 屋内退避

第1節 屋内退避の実施	20
第2節 屋内退避の際の留意事項	20
第3節 市指定避難所の開設	20

第5章 一時移転及び避難

第1節 一時移転及び避難について	24
第2節 一時移転及び避難の指示	25
第3節 避難等の手段	25
第4節 避難先候補	25
第5節 避難経路の指定	27
第6節 市役所庁舎機能の移転	27
第7節 避難状況の確認	27

第6章 要配慮者の避難体制

第1節 要配慮者への対応	30
第2節 園児、児童、生徒への対応	30
第3節 観光客等一時滞在者への対応	31

第7章 原子力災害医療

第1節 安定ヨウ素剤の配布・服用	34
第2節 避難退域時検査及び簡易除染	34
資料	37

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、見附市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、屋内退避や避難等を迅速かつ円滑に実施するために必要な体制等を構築することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の基準に応じて、段階的に避難等の指示がなされることを前提とする。

本計画は、屋内退避や避難等に係る情報連絡体制及び避難先、避難手段の調整、避難経路の選定等、見附市から避難者受入自治体までの基本的な枠組等について定めるものとする。

第3節 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、関係法令、原子力災害対策指針、見附市地域防災計画（原子力災害対策編）等の改正や、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続きの協議・検討結果により、随時更新するものとする。

また、県が定める「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」との整合性を図るものとする。

第2章 原子力災害対策の基本事項

第2章 原子力災害対策の基本事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置

市は原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国や県の指示又は独自の判断により、以下の各種防護措置を実施する。

(1) 屋内退避

自宅や公共施設内などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、広域避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、広域避難の実施が困難な場合に実施する。また、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、予防的な防護措置として屋内退避を実施する。

なお、屋内退避が長期間にわたる場合には生活に支障が出るため、原子力発電所の状況や放射性物質の放出状況などを踏まえ、避難等を実施する。

(2) 避難等

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施する防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

① 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する防護措置。

② 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する防護措置。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することにより、原子力発電所の重大な事故によって放出された放射性ヨウ素が甲状腺へ集積して内部被ばくすることを防ぐ防護措置であり、避難や一時移転等と併用する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸等による内部被ばくの低減及び汚染の拡大防止を目的として、県が主体となって実施する。身体の表面や物品等への放射性物質の付着の有無を確認する(避難退域時検査)とともに、基準値を超えた場合には放射性物質を取り除くための処置(簡易除染)が行われる。

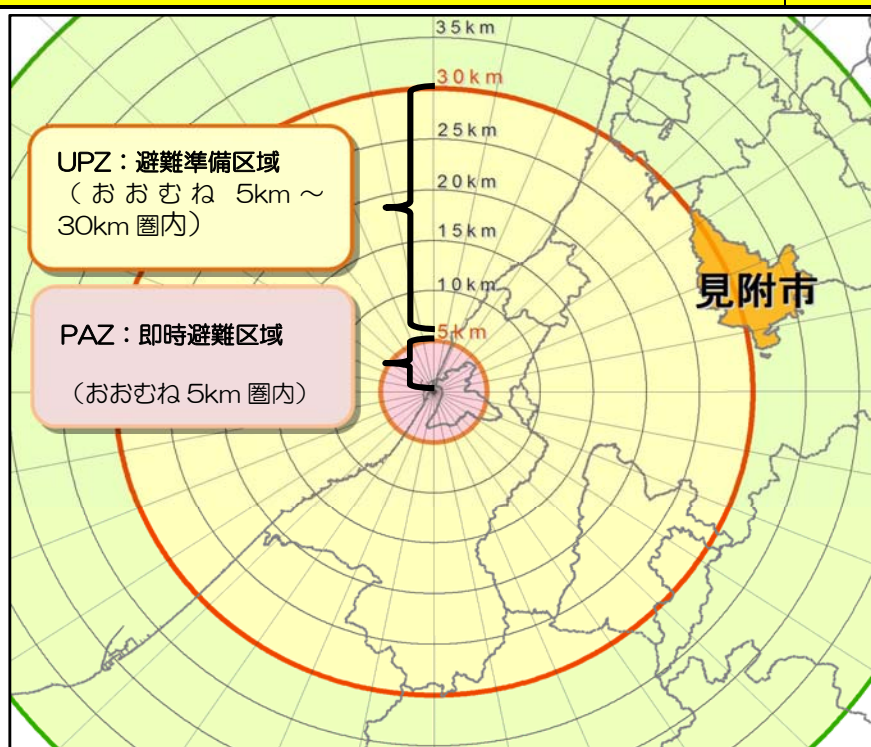
(5) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、当該飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

第2節 原子力災害対策を実施すべき地域

原子力災害においては、発電所中心からの距離等に応じて重点的に実施すべき地域が区分されている。当市がどの地域に位置づけられているのかを認識した上で防災対応に臨むことが重要である。

PAZ	即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域） ・ 発電所から半径おおむね 5 km 圏内	見附市は該当せず
UPZ	避難準備区域（緊急時防護措置を準備する区域） ・ 発電所から半径おおむね 5 ～ 30 km 圏内	見附市は市内全域が該当



第3節 防護措置の実施基準

緊急時においては、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や距離等に応じ、防護措置の準備やその実施を適切に進めなければならない。

このため、原子力災害対策指針では、原子力発電所の状況に応じた3つの緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）や、原子力発電所の状況がどの緊急事態区分に該当するかを原子力事業者が判断するための基準である「緊急時活動レベル（EAL）」、放射性物質放出後の防護措置の実施を判断するための基準である「運用上の介入レベル（OIL）」を導入している。

市は、これら基準に基づく国や県の指示又は独自の判断により、各種防護措置を実施する。

（1）放射性物質放出前の防護措置

放射性物質の放出前においては、3つの緊急事態区分に応じた防護措置を実施する。

なお、これらの事態は、次に示す順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意する。

① 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）について

原子力災害対策指針で示されている3つの緊急事態区分及び各区分に対応する緊急時活動レベル（EAL）は次のとおり。

ア 警戒事態／EAL1

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（※1）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

イ 施設敷地緊急事態（原災法第10条の通報基準に該当）／EAL2

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

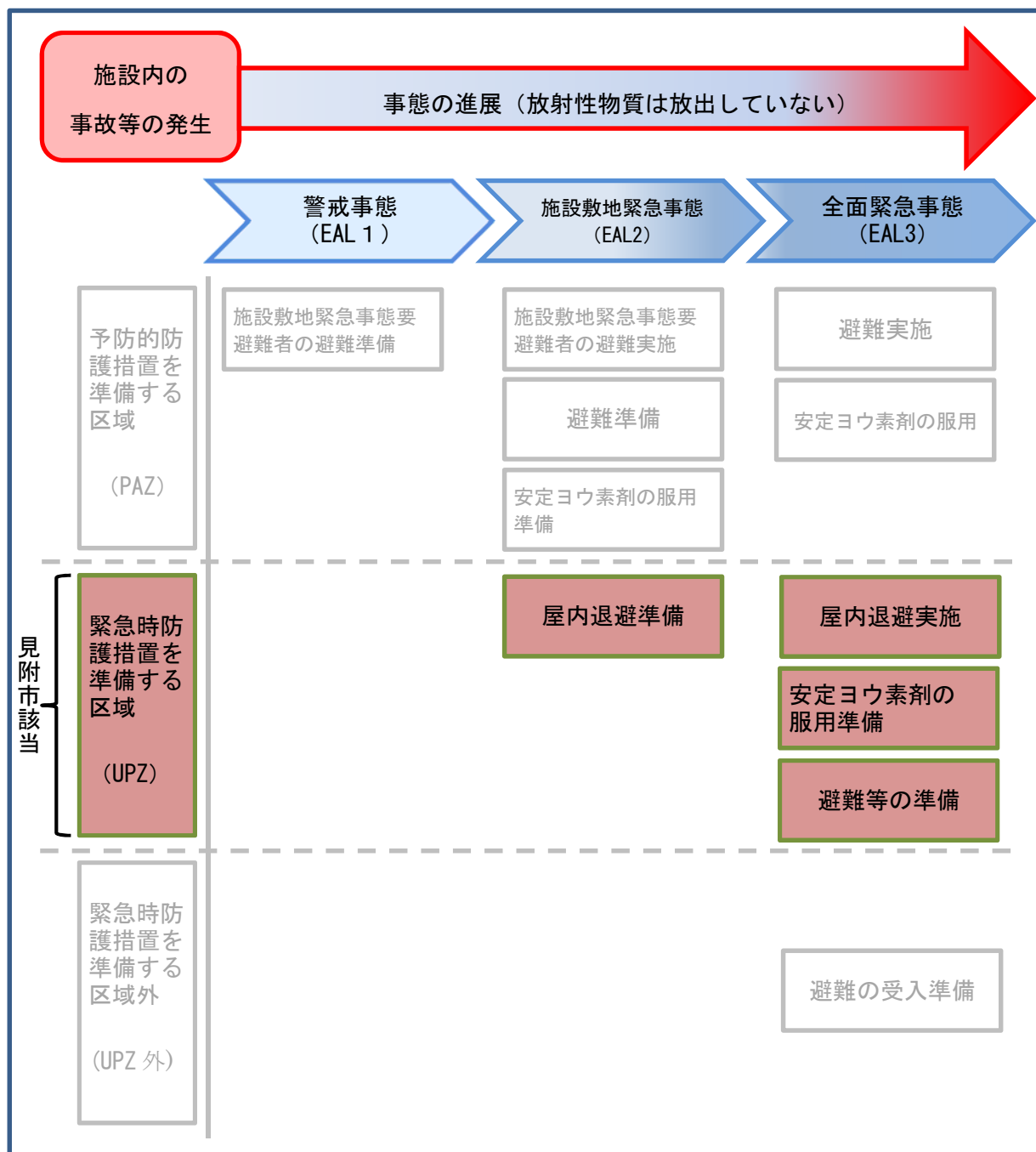
ウ 全面緊急事態（原災法第15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準に該当）／EAL3

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性

が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

【EAL と防護措置】

「原子力災害対策指針」及び「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に見附市作成



※1 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者。(PAZのみ該当)

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、防護措置を実施する。

①運用上の介入レベル（OIL）について

原子力災害対策指針で示されている運用上の介入レベル（OIL）は次のとおり。

【OIL と防護措置について】

原子力災害対策指針から抜粋

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

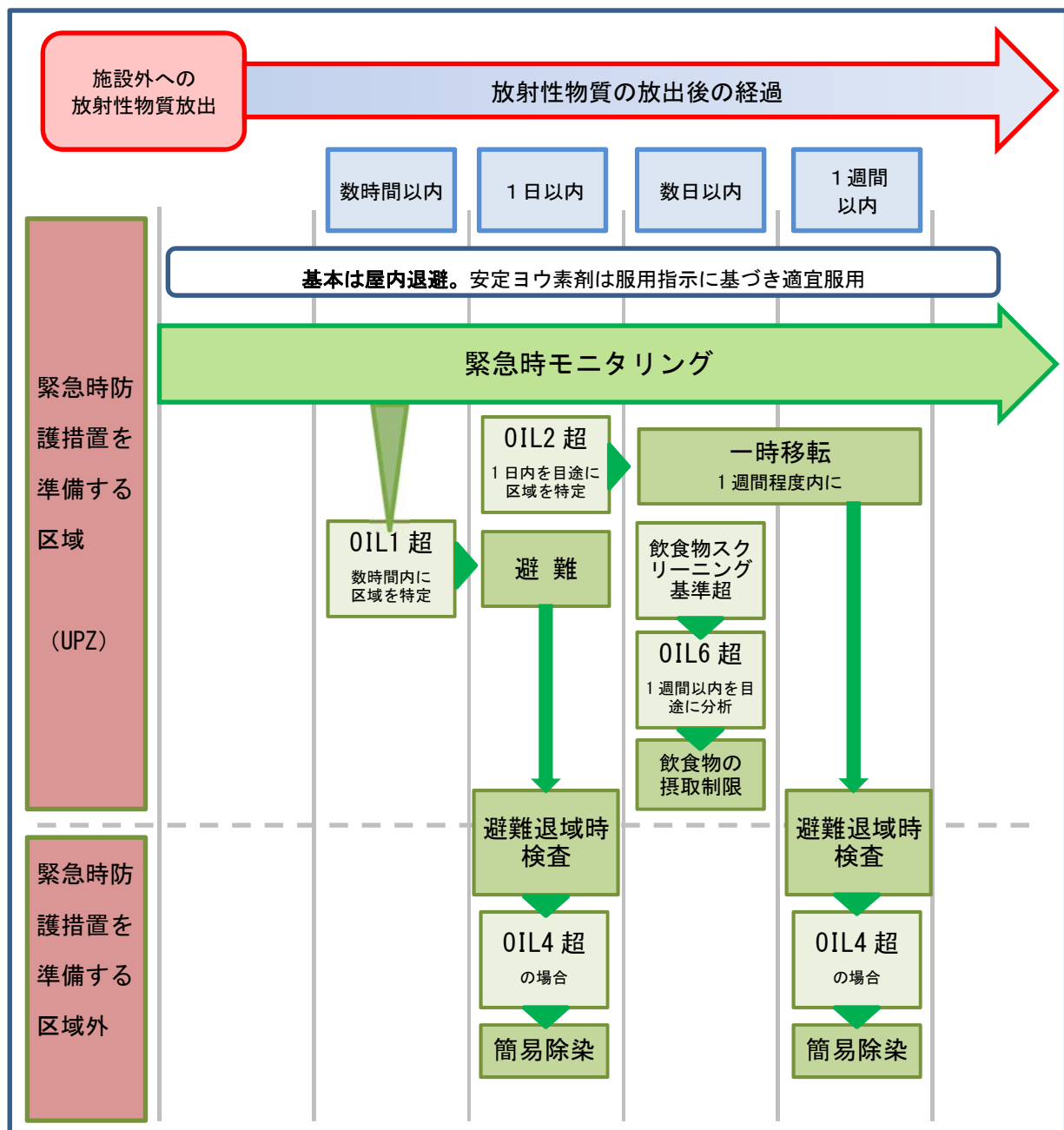
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

②防護措置の内容

市は、国や県からの指示又は独自の判断により、運用上の介入レベル（OIL）に応じた防護措置を実施する。

【OIL と防護措置】

原子力災害対策指針などを基に見附市作成



第3章 市の対応体制

第3章 市の対応体制

第1節 災害対策本部等の設置

緊急時には、本部等の設置基準や各種防護措置の実施基準に照らし合わせ、速やかに対応するものとする。

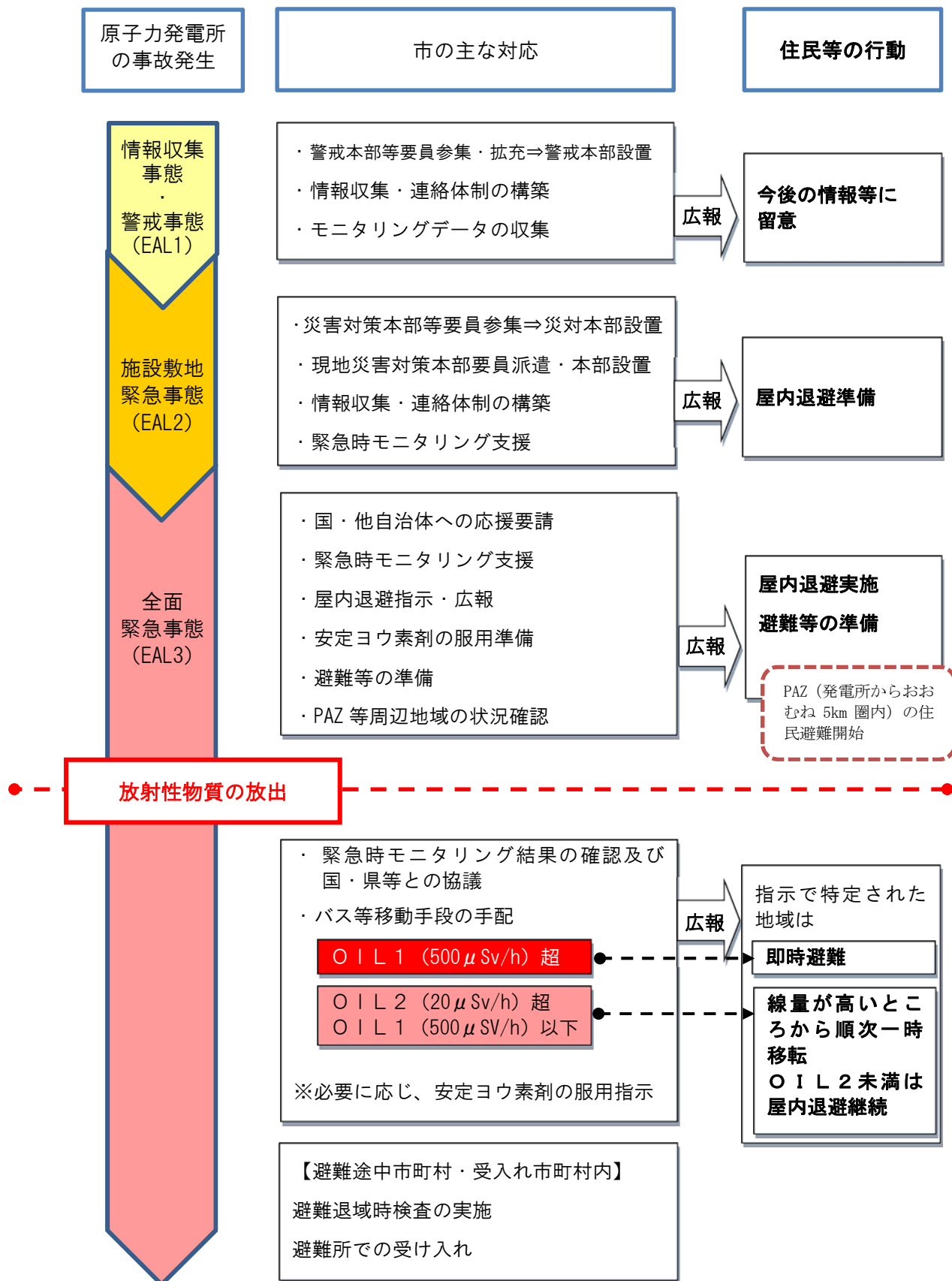
地震等の自然災害の発生並びに原子力発電所の事故の状況が、原子力災害に関する災害対策本部等設置基準に該当する場合は、市長の指示に基づき、電話等で直ちに配備要員の参集を行い、併せて安否確認を行う。

災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準は以下のとおり。

設置基準	活動体制
■情報収集事態 1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	警戒本部 （第1次配備） 配備要員 企画調整課全員 係長以上の職員 （警戒事態より）
■警戒事態（EAL1） 1 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な事故等が認められるとき 3 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 4 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき 5 その他市長が必要と認めたとき	
■施設敷地緊急事態（EAL2） 1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部 災害現地対策本部 （第2次配備） 配備要員 全職員
■全面緊急事態（EAL3） 1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	

第2節 原子力災害発生時における対応の概要

原子力災害発生時における市及び住民の対応の概要は以下のとおり。

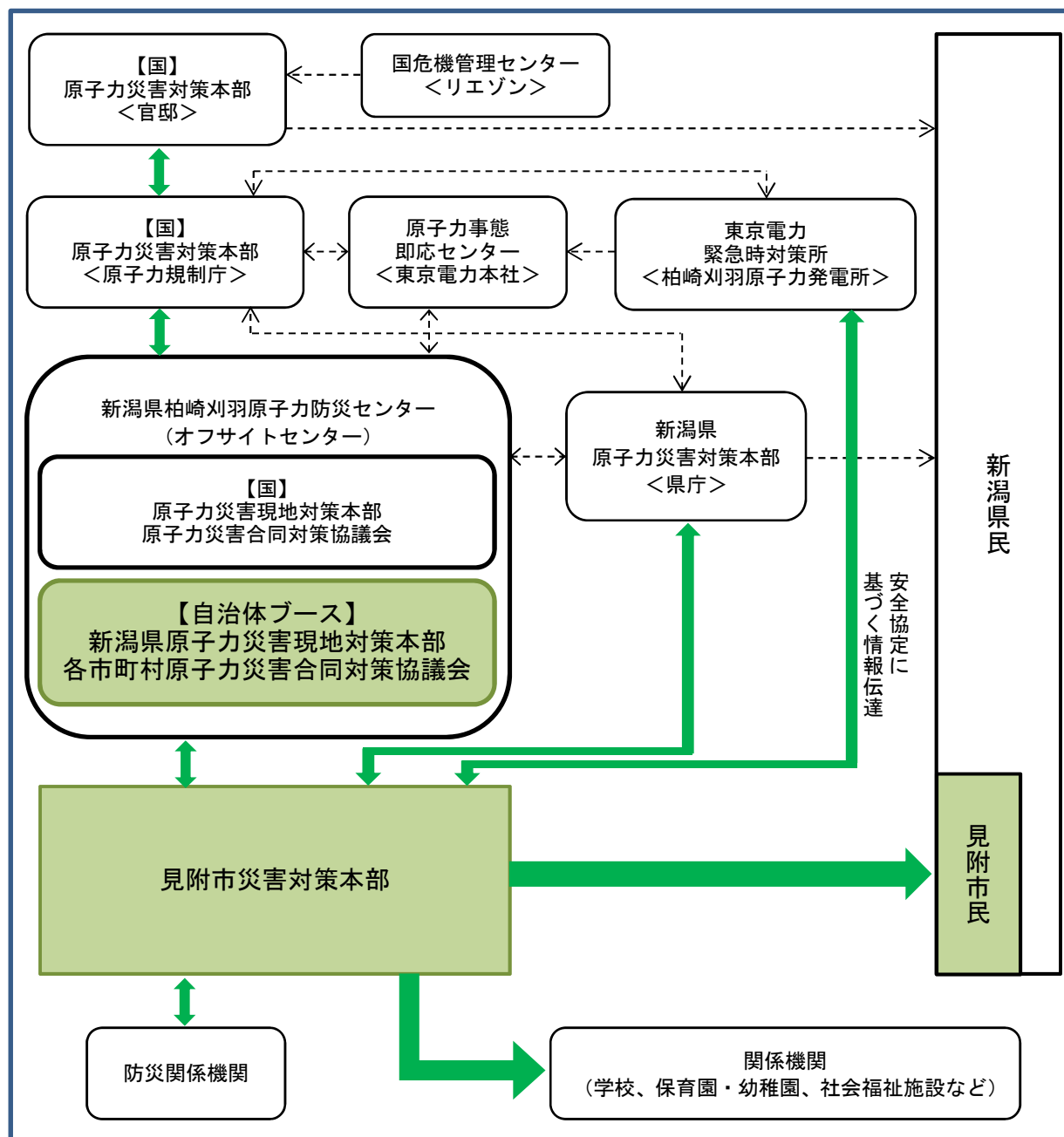


第3節 緊急時における情報の流れ

市は、国、県、県内市町村、その他防災関連機関及び原子力事業者等と連携した情報収集と住民等への情報伝達を行う。

【主な情報の流れ】

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に見附市作成



第4節 住民への情報伝達

緊急時活動レベル（EAL）又は運用上の介入レベル（OIL）に基づき、屋内退避や避難等の対応をとる必要が生じた場合は、住民に対して速やかに情報を伝達する。

住民等への情報伝達は、次により行う。

- ・嘱託員 F A X
- ・見附市緊急情報メール
- ・携帯電話 3 社の緊急速報メール
- ・防災サイレン・スピーカー
- ・広報車
- ・見附市ホームページ
- ・B S N データ放送
- ・F M ラジオ緊急放送
- ・ツイッター

（１）警戒事態（EAL1）における広報の例

こちらは、見附市（見附市原子力警戒本部）です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所」で事故が発生しました。

これまでのところ、放射線モニタリングにおいて異常な値は検出されていません。

今後、事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、無用な外出を控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報に十分注意して下さい。

今後も新たな詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、見附市（見附市原子力警戒本部）でした。

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2) における広報の例

こちらは、見附市原子力災害対策本部です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所」で事故が発生しました。

これまでのところ、放射線モニタリングにおいて異常な値は検出されていませんが、万が一に備え、市民の皆さんは「屋内退避の準備」を始めてください。放射性物質は放出されていませんので、落ち着いて行動してください。

今後も市からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報に十分注意してください。

（以上繰り返し）

以上、見附市原子力災害対策本部でした。

(3) 全面緊急事態 (EAL3) における広報の例

こちらは、見附市原子力災害対策本部です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所」で重大な事故が発生しました。

市民の皆さんに「屋内退避」を指示します。

市民の皆さんは、自宅などの建物の中に入り「屋内退避」を行ってください。

放射性物質は放出されていませんので、落ち着いて行動してください。

今後も市からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報に十分注意してください。

（以上繰り返し）

以上、見附市原子力災害対策本部でした。

(4) 避難（一時移転）における広報の例

こちらは、見附市原子力災害対策本部です。

本日午前（午後）○時○分頃、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所」で重大な事故が発生しました。

緊急時モニタリングの結果、△△△△地域の皆さんに市外へ避難していただくことを決定しました。

避難経由所は□□市××××です。

△△△△地域の皆さんは、自家用車で避難してください。なお、避難する際は可能な限り相乗りで避難し、警察等の誘導に従い、国道○号線（高速道路）にて避難をしてください。

また、自家用車による避難が困難な方は、◇◇◇小学校に集合してください。

慌てず、落ち着いて行動してください。

（以上繰り返し）

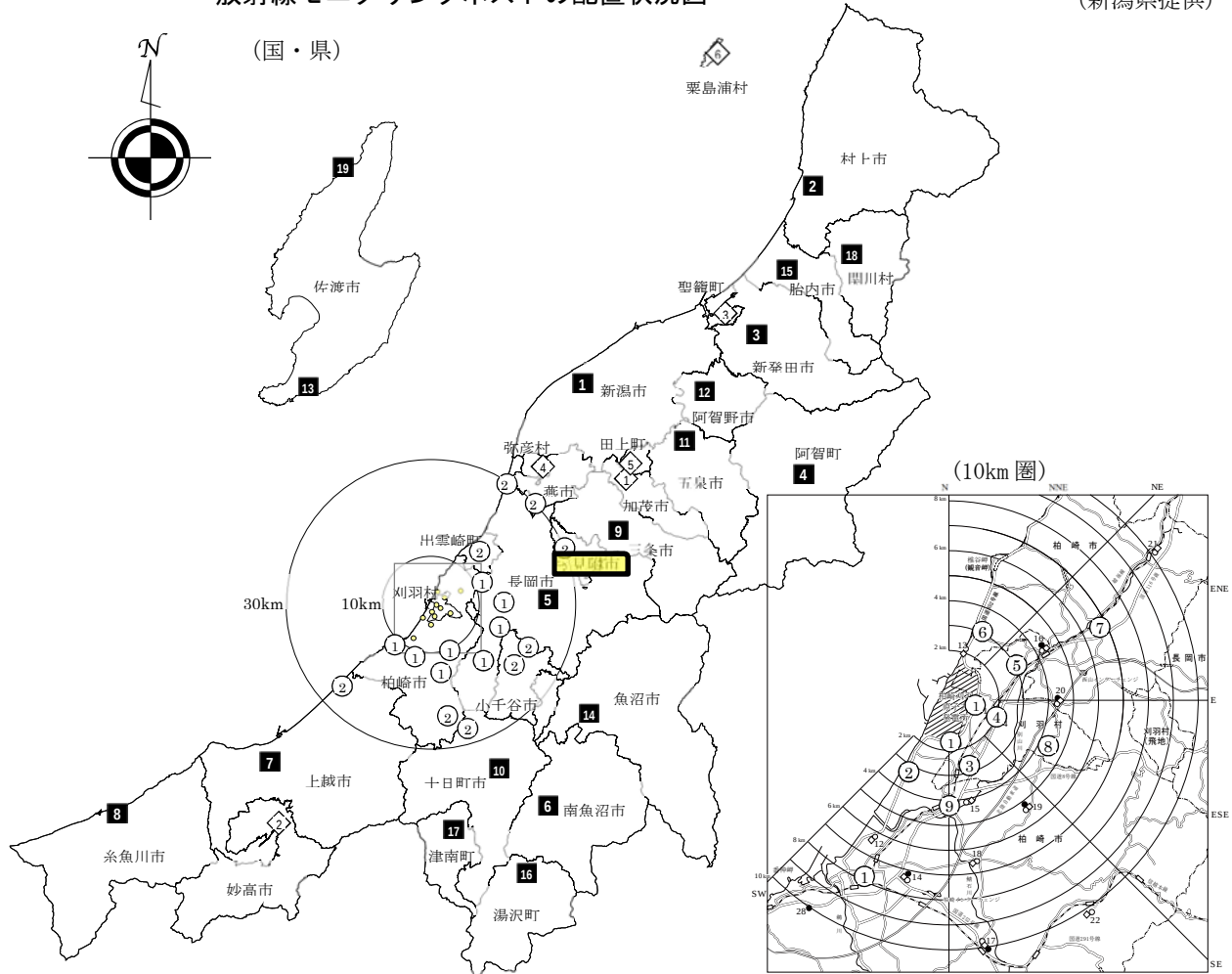
以上、見附市原子力災害対策本部でした。

第5節 緊急時モニタリング

市は、国等が実施した緊急時モニタリング結果の共有及び公表方法等について、協力体制を構築し、住民等にわかりやすく情報提供する。

放射線モニタリングポストの配置状況図

(新潟県提供)



No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鯖石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡関岬	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市	No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○ 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○ 26	貝附市街局 (妻村応用技術支援センター)	貝附市	◇ 5	田上町役場	田上町
○ 27	分局 (分水公民館)	燕市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市			

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」

第4章 屋内退避

第4章 屋内退避

第1節 屋内退避の実施

市は、国や県から屋内退避に係る指示又は要請があり、又は、独自の判断により、屋内退避指示を発令するときは、速やかに広報を行い、屋内退避を実施するものとする。

原子力発電所で緊急事態が起きた場合、見附市は「まずは屋内退避」が基本の行動となる。屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や有害な放射線を遮へいすることにより被ばく低減を図る防護措置である。避難の指示等が行われるまで、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機するもので、あわてて自家用車などで避難した場合は交通渋滞などにより、かえってリスクが高まることも懸念されていることから、当市における防護措置の最も重要な行動である。

第2節 屋内退避の際の留意事項

市は、屋内退避を指示する際は、住民等に対し、次の事項を伝え、実施の徹底を図る。

- ・あわてず落ち着いて、まずは建物の中に入る。
- ・外気の侵入を防ぐため、ドアや窓を閉め、換気扇などを止める。
- ・緊急情報メールやテレビ、ラジオなどから新しい情報を入手する。
- ・万一の避難に備え、非常時持ち出し品を準備する。
- ・食品には、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- ・やむを得ず外出する場合は、長そで、長ズボン、帽子、マスク、手袋などを身に着ける。
- ・外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをする。
- ・ペットは屋内に入れる。
- ・ご近所の一人暮らしの方などには、屋内退避の指示があったこととお知らせしたり、困ったことがないかを確認する。

第3節 市指定避難所の開設

市は、屋内退避や避難等の指示を出した場合、自宅等以外での屋内退避が必要となる場合に備え、速やかに指定避難所を開設する。

市指定避難所は「資料1 見附市原子力災害時使用避難所一覧」のとおり。



原子力災害に備えるために普段から注意しておくポイント

- ①屋内退避指示を受けてから **2 時間以内** に屋内退避を実施しましょう。※
- ②屋内退避場所では最低 **3 日分** の食糧を備蓄しておきましょう。
- ③屋内退避をする場所は自宅の他に、職場や親戚宅など **複数** 考えておきましょう。
- ④ **市からの情報を取得する手段** の確認をしておきましょう。

※早めの避難行動を心がけてもらうための目安です

第5章 一時移転及び避難

第5章 一時移転及び避難

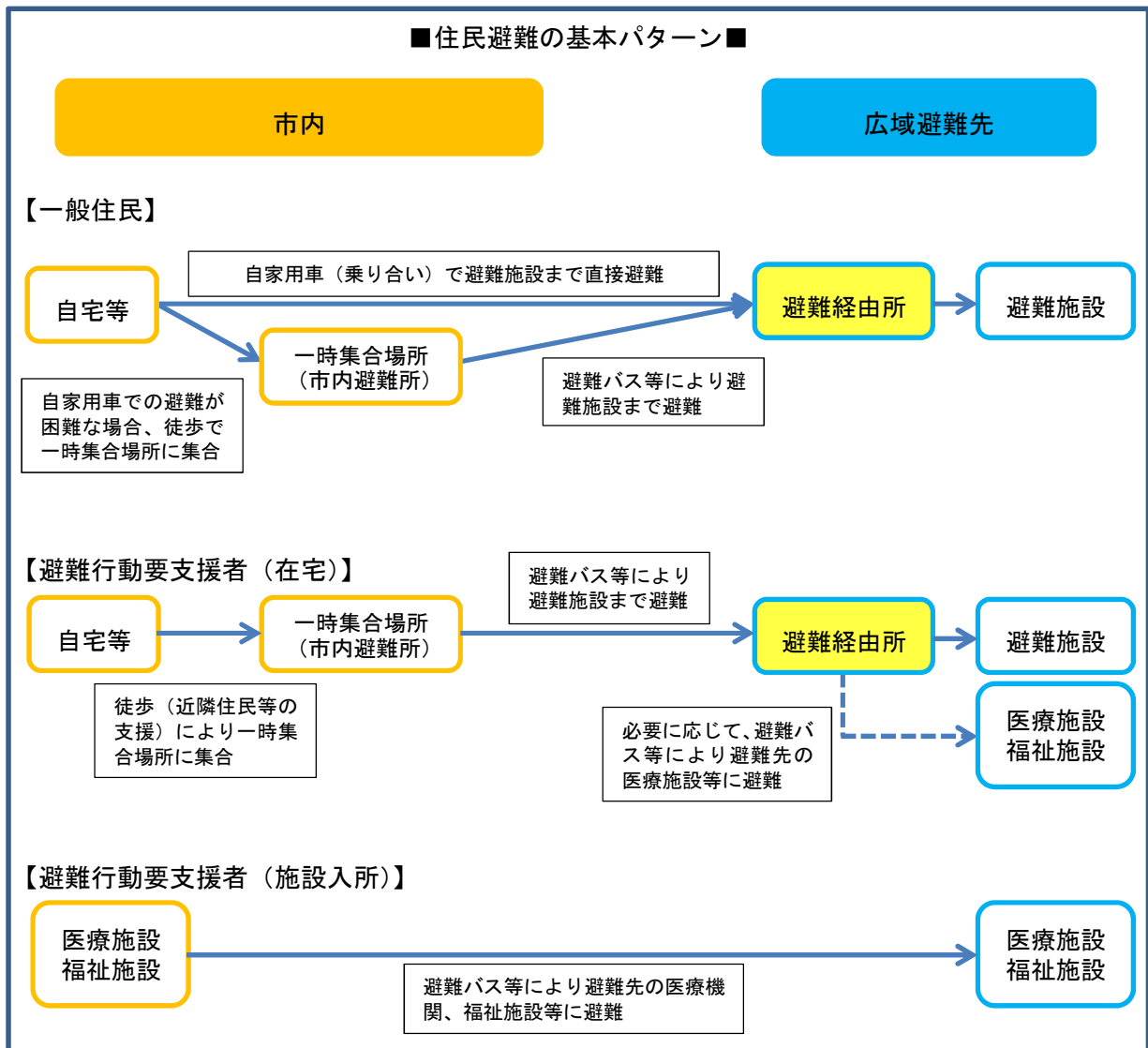
第1節 一時移転及び避難について

地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不用意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、一時移転及び避難を実施する。

避難等の実施にあたってはその円滑化を図るため、避難者の最初の目的地となる「避難経由所」を設置し、そこから各避難所へ誘導する。

また、避難等の途中で避難退域時検査を行うとともに、0.1μSv/h以上の放射性物質の付着が認められる場合は簡易除染を行う。

要配慮者等自家用車で自ら避難をすることが困難な住民に対しては、町内単位であらかじめ指定した一時集合場所へ集合し、市が用意したバス等で避難等を行う。



第2節 一時移転及び避難の指示

緊急時モニタリングの結果等により、次の運用上の介入レベル（OIL）に基づいた国及び県の指示等により、避難等を指示する。

① OIL 1（500 μ Sv/h）

数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。

② OIL 2（20 μ Sv/h）

1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施。

※避難を指示した際には交通渋滞が予想される。避難を円滑・迅速に実施するために必要な交通誘導を行う体制を新潟県広域避難検討ワーキングチームにて検討している。今後、交通規制ポイントを確認し、計画に反映する。

第3節 避難等の手段

避難者は、原則として自家用車での乗り合いにより避難等を実施する。

避難行動要支援者は、市が用意したバス等により避難等を実施する。

【保有車両】 合計 26 台 754 人

（平成28年 月 日現在）

番号	乗車定員	55 人	50 人	45 人	42 人	29 人	28 人	26 人	10 人
1	民間バス	4 台	1 台		1 台	1 台	4 台		
2	市マイクロバス	1 台		1 台		1 台	1 台	1 台	
3	社会福祉協議会バス						1 台		
4	コミュニティワゴン								9 台
乗車人員合計		275 人	50 人	45 人	42 人	58 人	168 人	26 人	90 人

不足する台数については、現地災害対策本部を通じて国及び県に要請する。

第4節 避難先候補

（1）避難経由所、避難所の確保

県が「第11回市町村による原子力安全対策に関する研究会（平成27年7月28日）」にて公表した広域避難マッチングでは、当市住民の避難先は新潟・村上方面を基本とすることが示されたことから、避難経由所等を「資料2 見附市地区別避難経由所等一覧」のとおり設定する。

なお、「糸魚川・妙高・魚沼・湯沢方面」、「県外」への避難などについても、引き続き県や関係市町村とともに検討を進める。

「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況」（平成 27 年 7 月 新潟県）を基に見附市作成

避難元 市町村	避難先（受入）市町村	
	方面	市町村名
見附市	新潟・村上方面	① 新発田市
		② 村上市
		③ 胎内市
		④ 聖籠町
	糸魚川・妙高方面 (調整中)	糸魚川市
		妙高市
	魚沼・湯沢方面 (調整中)	津南町
	近隣県（調整中）	

市外への避難が必要になった場合は、避難先に職員を同行させ、避難先市町村との連携を密にし、避難者対応にあたるものとする。

①「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングについて（平成 27 年 7 月新潟県）」

②「広域避難先マッチングの主な前提条件等（新潟県広域避難検討ワーキングチーム検討資料）」から抜粋

●マッチングに係る基本的な考え方 ①

- ・避難先は、複数となるよう調整する。
- ・災害の種類や状況、規模及び風向き等に応じて、柔軟に避難先を選択できるようにする。

●事故と被害想定 ②

- ・単独の原子力災害もしくは自然災害と原子力災害の複合災害とする。
- ・PAZ 及び UPZ では防護措置がとられる。
- ・UPZ 外では、自然災害による影響がなく、原子力災害に対する防護措置も必要とされない。

●避難者の想定 ②

- ・避難者の最大数（PAZ 人口と UPZ 人口）は約 46 万人。

●避難所 ②

- ・原則、県または市町村が地域防災計画等で指定する避難所

※学校は体育館が原則。使用をやめた校舎は教室も使用。保育園は原則として使用しない。

第5節 避難経路の指定

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路(株)等の道路管理者から交通状況等の情報提供を受け、また国が公表する緊急時モニタリング結果等も踏まえながら、住民等に対し適切な避難経路を示すとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

なお、「資料3 原子力災害時の主な避難経路図」では、避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難経路を示す。

第6節 市役所庁舎機能の移転

避難対象地域が市の全域となった場合は、市役所庁舎機能を移転し、各種証明書の発行等直ちに再開しなければいけない業務から優先的に行うものとする。なお、具体的には別に定める「見附市 ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP 初動版）」によるものとする。

【復旧する業務】

- ・インターネットメール等の通信手段の確保
- ・SNS 等による情報提供手段の確保
- ・被災者支援システムの立ち上げによる窓口業務 など

【移転先の候補施設】

●新潟・村上方面へ避難した場合

村上市役所 荒川支所 村上市山口444 電話0254-62-3101

●糸魚川・妙高方面、魚沼湯沢方面へ避難した場合（調整中）

新井ふれあい会館 妙高市9-1 電話0255-72-9411

このほか、災害時相互応援協定に基づき、富山県入善町、福島県伊達市、群馬県渋川市についても、災害の規模や広がりに応じて庁舎機能を移転する候補とする。

第7節 避難状況の確認

市は、避難対象区域の避難状況を確認するため、町内会や自主防災組織と連携し、バスに乗車した住民等の世帯構成や氏名等を確認するとともに、避難所での避難者名簿の作成により、自家用車で避難等を実施した住民等の確認に努める。

また、県と協力し、避難対象区域の戸別訪問等を行うなど、住民等の避難等実施状況を確認する。

第6章 要配慮者等の避難体制

第6章 要配慮者等の避難体制

第1節 要配慮者への対応

要配慮者、特に避難行動要支援者の避難等の実施に当たっては、避難行動自体がリスクとなる場合があることを十分に考慮する必要がある。国は、避難等を行わなかった場合に比べ要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難等に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された場合に避難等を開始するとの考えを示している。

なお、要配慮者の避難体制については、原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針でも「今後も十分な検討を必要とする課題」の一つとされ、継続して検討が進められているところである。

(1) 在宅の要配慮者への対応

市は、「見附市避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、警察、自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得ながら、情報伝達や避難誘導を行い、福祉車両などを用いて一時集合場所（市内避難所）まで避難させることとする。その後、市が手配したバスなどにより、指定された避難所へ避難する。

また、福祉施設への緊急入所や病院への入院の必要がない要配慮者等が、避難所となった体育館等での生活で支障が生じた場合には、市は、県などと協議し他の施設での受入れを実施する。

(2) 社会福祉施設入所者、入院患者等への対応

社会福祉施設入所者や入院患者等については、社会福祉施設や病院等医療機関の管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員等の指示・引率により避難等を実施することとされている。

なお、原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針では、県が市町村と共に福祉団体等と協力して避難先の調整を行うこと、また、避難手段の確保に当たっては国や自衛隊等の協力を得るとの考え方が示されているが、具体的な内容については継続して検討が進められているところである。

第2節 園児、児童、生徒への対応

保育園、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、市等からの指示・情報に基づき、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）及び教職員等の安全確保を図るとともに、あらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡す。

(1) 屋内退避準備情報が発表された場合の対応

- ・生徒等及び教職員等の安全を確保する。
- ・保護者等に迎えを要請し、あるいは下校させるなど、確実に保護者への引き渡し可能な方法で帰宅させる。
- ・保護者に連絡がつかない、又は保護者等が迎えに来られない生徒等については、迎えが来るまでの間、学校等で預かる。

(2) 屋内退避指示が出された場合の対応

- ・預かっている生徒等が屋外にいた場合は、教室や体育館などに入れ、手洗いやうがい等を行うよう指示する。
- ・保護者等による迎えを継続する。ただし、原子力発電所の状況等によっては迎えを中止し、引き渡せない生徒等は教職員とともに屋内退避を実施する。

(3) 避難指示等が出された場合の対応

- ・保護者等に連絡し、直ちに生徒等の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、生徒等は校舎内で待機する。
- ・保護者の迎えを要請する暇もないほど緊急の場合は、災害対策本部の指示に従い、学校等单位で避難する。
- ・避難等の実施後、保護者等に連絡し、確実に引き渡しをする。

第3節 観光客等一時滞在者への対応

市及び県は、観光客等一時滞在者に対して、防災行政無線や市ホームページのほか、報道機関等を通じて、適切に情報提供を行う。

市は、屋内退避準備情報を発表した段階で、観光客等一時滞在者を市外に退去させる。

また、市は、屋内退避を指示した時点で市内に残っている観光客等一時滞在者に対し、宿泊先や避難所等で屋内退避するよう指示するとともに、避難等を指示した場合は、市外退去もしくは最寄りの一時集合場所から住民とともに避難用バスにより避難等を実施する。

第7章 原子力災害医療

第7章 原子力災害医療

第1節 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の配布・服用は、県が主体となつて行う防護措置のひとつである。

UPZの具体的な配布・服用体制については、県が設置した「安定ヨウ素剤事前配布等に関する検討会」において検討を進めているところであり、それが明らかにされた段階で県の方針等を踏まえ本計画の見直しを行うものとする。

第2節 避難退域時検査及び簡易除染

県は、国と連携して、避難退域時検査の実施場所などをあらかじめ設定し、資機材などの整備、人員体制や手順などを定めるとしており、市は可能な限り、県が実施する避難退域時検査及び簡易除染に協力する。

現在、県において具体的な方法を検討している段階であるため、詳細が示された後に本計画の見直しを行うものとする。

【避難退域時検査の基本的な考え方】

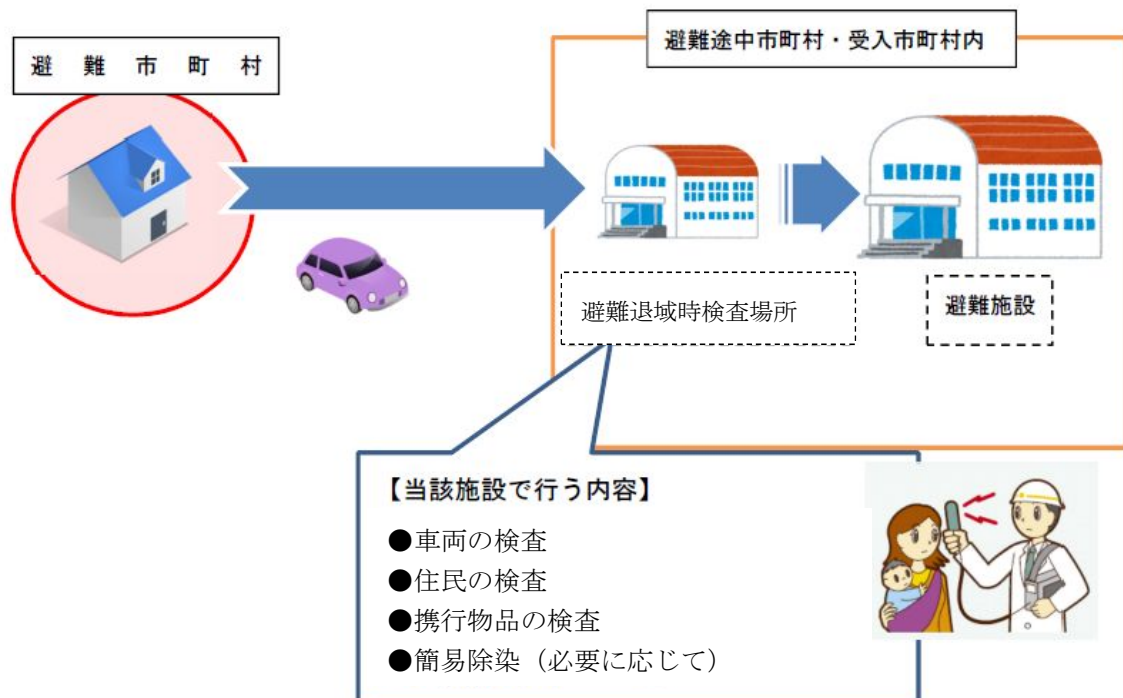
- ①新潟県が主体となって、避難退域時検査を実施。
- ②避難退域時検査の実施場所は、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③避難退域時検査体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④避難退域時検査の実施場所は、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

《避難退域時検査の実施場所となる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村への避難であること。
- 避難退域時検査の実施場所では、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。

〈避難退域時検査の実施場所（イメージ）〉



「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に見附市作成

資 料

【資料1】

見附市原子力災害時使用避難所一覧

平成27年4月1日現在

地域コミュニティ	施設名	住所	電話番号
見附町部地区 庄川平地区	見附小学校	学校町1-3-89	0258-62-0141
	見附中学校	島切窪町644-2	0258-62-0319
	中央公民館	本町2-5-9	0258-62-1058
見附第二小学校区	見附第二小学校	杉澤町3561	0258-62-0314
北谷北部地区	名木野小学校	月見台1-10-75	0258-62-0091
	南中学校	名木野町714	0258-62-0987
北谷南部地区	田井小学校	田井町306	0258-62-0479
葛巻地区	葛巻小学校	反田町10	0258-62-0689
	西中学校	市野坪町127	0258-62-0688
新潟地区	新潟小学校	新潟町2478	0258-62-0685
上北谷地区	上北谷小学校	牛ヶ嶺町1292	0258-61-1150
今町町部地区 今町田園地区	今町小学校	今町6-19-1	0258-66-2069
	今町中学校	今町4-1-7	0258-66-2371
	今町公民館	今町5-36-16	0258-66-2313

【資料2】

見附市地区別避難経由所等一覧

平成27年4月1日現在人口

町名	地域コミュニティ	世帯数	人口	バスによる避難の 集合場所	避難先自治体	避難経由所
本町1丁目1区	見附町部地区	5,556	14,943	●見附小学校 ●見附中学校 ●中央公民館	① 新発田市	(1)新発田市カルチャーセンター 新発田市本町4丁目16-83 0254-23-3050 (2)サンビレッジしばた 新発田市五十公野6080 0254-23-8670
本町1丁目2区						
本町1丁目3区						
本町1丁目4区						
本町1丁目5区						
本町2丁目1区						
本町2丁目2区						
本町2丁目3区						
本町2丁目4区						
本町3丁目1区						
本町3丁目2区						
本町3丁目3区						
本町3丁目4区						
本町3丁目5区						
本町3丁目6区						
本町3丁目7区						
本町4丁目						
新町1丁目1区						
新町1丁目2区						
新町1丁目3区						
新町1丁目4区						
新町1丁目5区						
新町1丁目6区						
新町1丁目7区						
新町1丁目8区						
新町2丁目1区						
新町2丁目2区						
新町2丁目3区						
新町2丁目4区						
新町3丁目1区						
新町3丁目2区						
嶺崎1丁目1区						
嶺崎1丁目2区						
嶺崎1丁目3区						
嶺崎1丁目4区						
嶺崎2丁目1区						
嶺崎2丁目2区						
嶺崎2丁目3区						
学校町1丁目1区						
学校町1丁目2区						
学校町1丁目3区						
学校町1丁目4区						
学校町2丁目1区						
学校町2丁目2区						
学校町2丁目3区						
本所1丁目1区						
本所1丁目2区						
本所1丁目3区						
本所1丁目4区						
本所1丁目5区						
本所1丁目6区						
本所2丁目						
元町1丁目						
元町2丁目						
昭和町1丁目1区						
昭和町1丁目2区						
昭和町1丁目3区						
戸代新田町						
南本町1丁目1区						
南本町1丁目2区						
南本町1丁目3区						
南本町2丁目1区						
南本町2丁目2区						
南本町2丁目3区						
南本町3丁目						

町名	地域コミュニティ	世帯数	人口	バスによる避難の 集合場所	避難先自治体	避難経由所
堀溝町	見附第二小学校区	210	709	●見附第二小学校	④ 聖籠町	(1)聖籠町町民会館 北蒲原郡聖籠町諏訪山1280 0254-27-2121
杉澤町1区						
杉澤町2区						
杉澤町3区						
杉澤町4区						
双葉町1区	北谷北部地区	1,356	4,045	●名木野小学校 ●南中学校	③ 胎内市	(1)新潟県青少年自然の家体育館 胎内市乙大日裏 0254-46-2224 (2)胎内市B&G体育館 胎内市西条666 0254-43-3570
双葉町2区						
月見台2丁目						
緑町1区						
緑町2区						
熱田町1区						
熱田町2区						
名木野町						
明晶町						
下新町						
椿澤町	北谷南部地区	451	1,255	●田井小学校	③ 胎内市	(1)新潟県青少年自然の家体育館 胎内市乙大日裏 0254-46-2224 (2)胎内市B&G体育館 胎内市西条666 0254-43-3570
田井町						
栃栄町						
山崎町						
耳取町						
鳥屋脇町						
葛巻1丁目1区	葛巻地区	2,406	7,217	●葛巻小学校 ●西中学校	② 村上市	(1)神林総合体育館 (パルパーク神林) 村上市九日市222 0254-66-8111
葛巻1丁目2区						
葛巻1丁目3区						
葛巻1丁目4区						
葛巻2丁目1区						
葛巻2丁目2区						
葛巻2丁目3区						
反田町						
新幸町						
六本木町						
中村町						
北野町						
傍所町						
鹿熊町						
青木町						
山吉町						
速水町						
柳橋町1区						
柳橋町2区						
柳橋町3区						
福島町						
市野坪町1区						
市野坪町2区						
加坪川町						
漆山町						
新町3丁目3区						
昭和町2丁目						
白銀町	新潟地区	548	1,922	●新潟小学校	④ 聖籠町	(1)聖籠町町民会館 北蒲原郡聖籠町諏訪山1280 0254-27-2121
松の木町						
東町						
四ツ屋町						
西の上町						
西の下町						
千刈町						
小栗山町						
指出町						
下鳥町						
片桐町						
太田町						
本明町	上北谷地区	471	1,356	●上北谷小学校	④ 聖籠町	(1)聖籠町町民会館 北蒲原郡聖籠町諏訪山1280 0254-27-2121
池之島町						
河野町						
宮之原町						
牛ヶ嶺町						
神保町						

町名	地域コミュニティ	世帯数	人口	バスによる避難の 集合場所	避難先自治体	避難経由所
芝野町	今町町部地区	2,541	7,373	●今町小学校 ●今町中学校 ●今町公民館	① 新発田市	(1)新発田市カルチャーセンター 新発田市本町4丁目16-83 0254-23-3050 (2)サンビレッジしばた 新発田市五十公野6080 0254-23-8670
今町1丁目1区						
今町1丁目2区						
今町1丁目3区						
今町1丁目4区						
今町1丁目5区						
今町1丁目6区						
今町1丁目7区						
今町1丁目8区						
今町2丁目1・2区						
今町2丁目3区						
今町2丁目4区						
今町2丁目5区						
今町3丁目1区						
今町3丁目2区						
今町3丁目3区						
今町3丁目4区						
今町4丁目1区						
今町4丁目2区						
今町5丁目1区						
今町5丁目2区						
今町5丁目3区						
今町5丁目4区						
今町5丁目5区						
今町6丁目						
今町7丁目						
上新田町1区	今町田園地区	392	1,464	●今町小学校 ●今町中学校 ●今町公民館	① 新発田市	(1)新発田市カルチャーセンター 新発田市本町4丁目16-83 0254-23-3050 (2)サンビレッジしばた 新発田市五十公野6080 0254-23-8670
上新田町2区						
上新田町3区						
上新田町4区						
下関町						
釈迦塚町	庄川平地区	419	1,261	●見附小学校 ●見附中学校 ●中央公民館	① 新発田市	(1)新発田市カルチャーセンター 新発田市本町4丁目16-83 0254-23-3050 (2)サンビレッジしばた 新発田市五十公野6080 0254-23-8670
三林町						
田之尻町						
坂井町						
細越1丁目1区						
細越1丁目2区	庄川平地区	419	1,261	●見附小学校 ●見附中学校 ●中央公民館	① 新発田市	(1)新発田市カルチャーセンター 新発田市本町4丁目16-83 0254-23-3050 (2)サンビレッジしばた 新発田市五十公野6080 0254-23-8670
細越2丁目1区						
細越2丁目2区						
島切窪町						
石地町						
庄川町						
西山町						
町屋町						

〔避難経由所一覧〕

自治体名	避難経由所名称	住所	電話番号
① 新発田市	(1) 新発田市カルチャーセンター	新発田市本町4丁目16-83	0254-23-3050
	(2) サンビレッジしばた	新発田市五十公野6080	0254-23-8670
② 村上市	(1) 神林総合体育館 (パルパーク神林)	村上市九日市222	0254-66-8111
③ 胎内市	(1) 新潟県青少年自然の家体育館	胎内市乙大日裏	0254-46-2224
	(2) 胎内市B&G体育館	胎内市西条666	0254-43-3570
④ 聖籠町	(1) 聖籠町町民会館	北蒲原郡聖籠町諏訪山1280	0254-27-2121

〔避難先で使用する避難所一覧〕

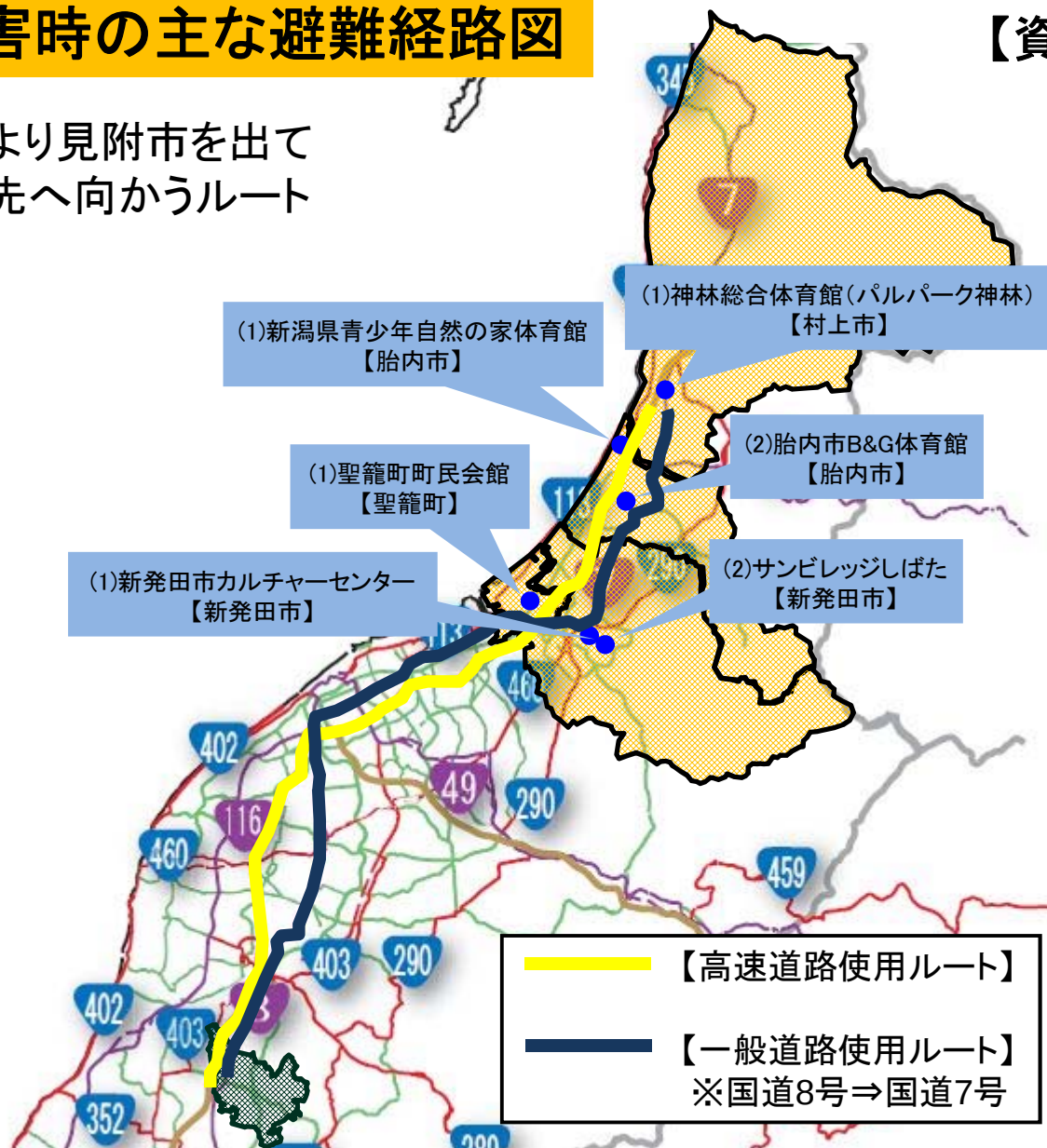
自治体名	避難経由所名称	避難所名称	住所	電話番号
① 新発田市	(1) 新発田市 カルチャーセンター (2) サンビレッジしばた	1. 新発田市立外ヶ輪小学校体育館	新発田市中央町5丁目8番9号	0254-22-2549
		2. 新発田市立猿橋小学校体育館	新発田市中曽根町3丁目8番29号	0254-22-2123
		3. 新発田市立御免町小学校体育館	新発田市大柴町4丁目5番33号	0254-22-2216
		4. 新発田市立二葉小学校体育館	新発田市中田町3丁目6番1号	0254-22-2126
		5. 新発田市立東豊小学校体育館	新発田市東新町4丁目10番8号	0254-23-5075
		6. 新発田市立住吉小学校体育館	新発田市住吉町3丁目6番22号	0254-24-1148
		7. 新発田市立五十公野小学校体育館	新発田市五十公野4862番地	0254-22-3641
		8. 新発田市立松浦小学校体育館	新発田市法正橋39番地	0254-22-3575
		9. 新発田市立米倉小学校体育館	新発田市大槻4211番地260	0254-28-5001
		10. 旧新発田市立赤谷小学校体育館	新発田市上赤谷2173番地	0254-28-2116
		11. 新発田市立川東小学校体育館	新発田市下羽津1938番地	0254-25-2009
		12. 新潟県立村上特別支援学校いじみの分校竹俣校	新発田市下楠川702番地	0254-31-1500
		13. 旧新発田市立車野小学校体育館	新発田市大友17番地1	0254-25-2082
		14. 新発田市立菅谷小学校体育館	新発田市繁山70番地	0254-29-2018
		15. 新発田市立七葉小学校体育館	新発田市黒岩66番地	0254-29-3305
		16. 新発田市立佐々木小学校体育館	新発田市則清856番地	0254-27-2011
		17. 新発田市立中浦小学校体育館	新発田市大伝465番地2	0254-22-2034
		18. 新発田市立天王小学校体育館	新発田市天王18番地	0254-32-3101
		19. 新発田市立荒橋小学校体育館	新発田市荒町1483番地	0254-22-3501
		20. 新発田市立本田小学校体育館	新発田市本田12番地	0254-32-2603
		21. 新発田市立紫雲寺小学校体育館	新発田市稲荷岡2389番地	0254-41-2022
		22. 新発田市立米子小学校体育館	新発田市真野原外1773番地	0254-41-2036
		23. 新発田市立藤塚小学校体育館	新発田市藤塚浜4063番地3	0254-41-2073
		24. 新発田市立加治川小学校体育館	新発田市上今泉366番地1	0254-33-2435
		25. 加治川コミュニティセンター体育館	新発田市下小中山1107番地	0254-33-2130
		26. 新発田市立本丸中学校体育館	新発田市緑町2丁目7番22号	0254-22-2525
		27. 新発田市立第一中学校体育館	新発田市御幸町4丁目5番25号	0254-23-1151
		28. 新発田市立猿橋中学校体育館	新発田市住吉町1丁目7番1号	0254-23-1175
		29. 新発田市立東中学校体育館	新発田市五十公野4981番地	0254-22-3824
		30. 新発田市立川東中学校体育館	新発田市下羽津1566番地1	0254-25-2011
		31. 新発田市立七葉中学校体育館	新発田市上館84-2	0254-22-3524
		32. 新発田市立佐々木中学校体育館	新発田市則清102番地	0254-27-2505
		33. 新発田市立豊浦中学校体育館	新発田市乙次50番地	0254-24-4492
		34. 新発田市立紫雲寺中学校体育館	新発田市真野原外3499番地	0254-41-4000
		35. 新発田市立加治川中学校体育館	新発田市川口330番地	0254-33-2214
		36. 新発田市カルチャーセンターアリーナ	新発田市本町4丁目16番83号	0254-23-3050
		37. 新発田市地域交流センターあおり館	新発田市中央町3丁目13番3号	0254-22-1254
		38. 新発田市地域交流センターきやり館	新発田市中央町3丁目13番3号	0254-22-1254
		39. 大島体育館	新発田市大中島37番地	0254-41-2974
		40. 加治川地区体育館	新発田市住田547番地	0254-33-2433
		41. 加治川地区公民館	新発田市住田547番地1	0254-33-2433
		42. 加治川地区公民館中川分館	新発田市押廻1447番地	0254-22-0657
		43. 新潟県立新発田高等学校体育館	新発田市豊町3-7-6	0254-22-2008
		44. 新潟県立西新発田高等学校体育館	新発田市西園町3丁目1番2号	0254-22-2009
		45. 新潟県立新発田農業高等学校第1体育館	新発田市大柴町6丁目4番23号	0254-23-2303
		46. 新潟県立新発田南高等学校体育館	新発田市大柴町3丁目6番6号	0254-22-2178
		47. 新潟県立新発田商業高等学校大体育館	新発田市板敷521番地1	0254-26-1388
		48. 私立新発田中央高等学校体育館	新発田市菅根570番地	0254-27-2466
		49. 新潟職業能力開発短期大学校体育館	新発田市新富1丁目7番21号	0254-23-2168
② 村上市	(1) 神林総合体育館 (ノルパーク神林)	1. 村上市立村上南小学校体育館	村上市南町2丁目1番11号	0254-52-4188
		2. 村上市立瀬波小学校体育館	村上市瀬波上町4番6号	0254-52-2798
		3. 勤労青少年ホーム体育館	村上市瀬波上町4番1号	0254-53-2005
		4. 村上市立岩船小学校体育館	村上市立岩船上町2番10号	0254-56-7036
		5. 村上市立岩船中学校体育館	村上市八日市9番23号	0254-56-7109
		6. 村上市立平林小学校体育館	村上市平林122番地	0254-66-5009
		7. 村上市立砂山小学校体育館	村上市塩谷1325番地135	0254-66-5509
		8. 村上市立神納小学校体育館	村上市有明766番地1	0254-66-6484
		9. 村上市立神納東小学校体育館	村上市上助淵1900番地	0254-66-5316
		10. 村上市立西神納小学校体育館	村上市九日市503番地	0254-66-7312
		11. 村上市立平林中学校体育館	村上市牛屋1063番地	0254-66-5539
		12. 村上市立神納中学校体育館	村上市有明1380番地	0254-66-5313
		13. 村上市立保内小学校体育館	村上市下鍛冶屋264番地2	0254-62-2302
		14. 新潟県立荒川高等学校体育館	村上市坂町2616番地4	0254-62-2503
		15. 村上市立荒川中学校体育館	村上市坂町2510番地	0254-62-3251
		17. 荒川総合体育館	村上市坂町2533番地	0254-62-3248
		16. 村上市立金屋小学校体育館	村上市金屋2014番地1	0254-62-2050

③ 胎内市	(1) 新潟県青少年自然の家体育館	1. 胎内市B&G体育館	胎内市西条666番地	0254-43-3570
		2. 胎内市産業文化会館	胎内市新和町2番5号	0254-43-6400
		3. サンビレッジ中条	胎内市長橋421番地1	0254-44-8055
		4. 中央公民館	胎内市東本町16番66号	0254-43-2001
		5. 胎内市築地農村環境改善センター	胎内市築地3269番地	0254-45-3101
	(2) 胎内市B&G体育館	6. 胎内市乙地区交流施設きのと交流館	胎内市乙2705番地	0254-46-2101
		7. 胎内レクホール	胎内市夏井1185番地2	0254-48-3321
		8. 黒川地区公民館	胎内市黒川1647番地1	0254-47-3405
		9. 新潟県立中条高等学校体育館	胎内市東本町19番地1	0254-43-2047
		10. 新潟県少年自然の家体育館	胎内市乙大日裏	0254-46-2224
④ 聖籠町	(1) 聖籠町町民会館	1. 聖籠町立蓮野小学校	聖籠町大字蓮野1687番地	0254-27-2508
		2. 聖籠町立亀代小学校	聖籠町大字次第浜4614番地	0254-27-2029
		3. 聖籠町立山倉小学校	聖籠町大字山倉688番地	0254-27-2504
		4. 聖籠町立聖籠中学校	聖籠町大字蓮湯366番地1	0254-27-7080
		5. 聖籠町町民会館	聖籠町大字諏訪山1280番地	0254-27-2121
		6. 聖籠町藤寄体育館	聖籠町大字藤寄3183番地1	0254-27-8136
		7. 聖籠町亀代地区多目的屋内運動場	聖籠町大字網代浜1472番地2	0254-27-5019
		8. 聖籠町山倉地区多目的屋内運動場	聖籠町大字諏訪山652番地9	0254-27-1786
		9. 聖籠町蓮野地区多目的屋内運動場	聖籠町大字蓮野1942番地	0254-27-2511

原子力災害時の主な避難経路図

【資料3】

- ① 西側より見附市を出て
避難先へ向かうルート

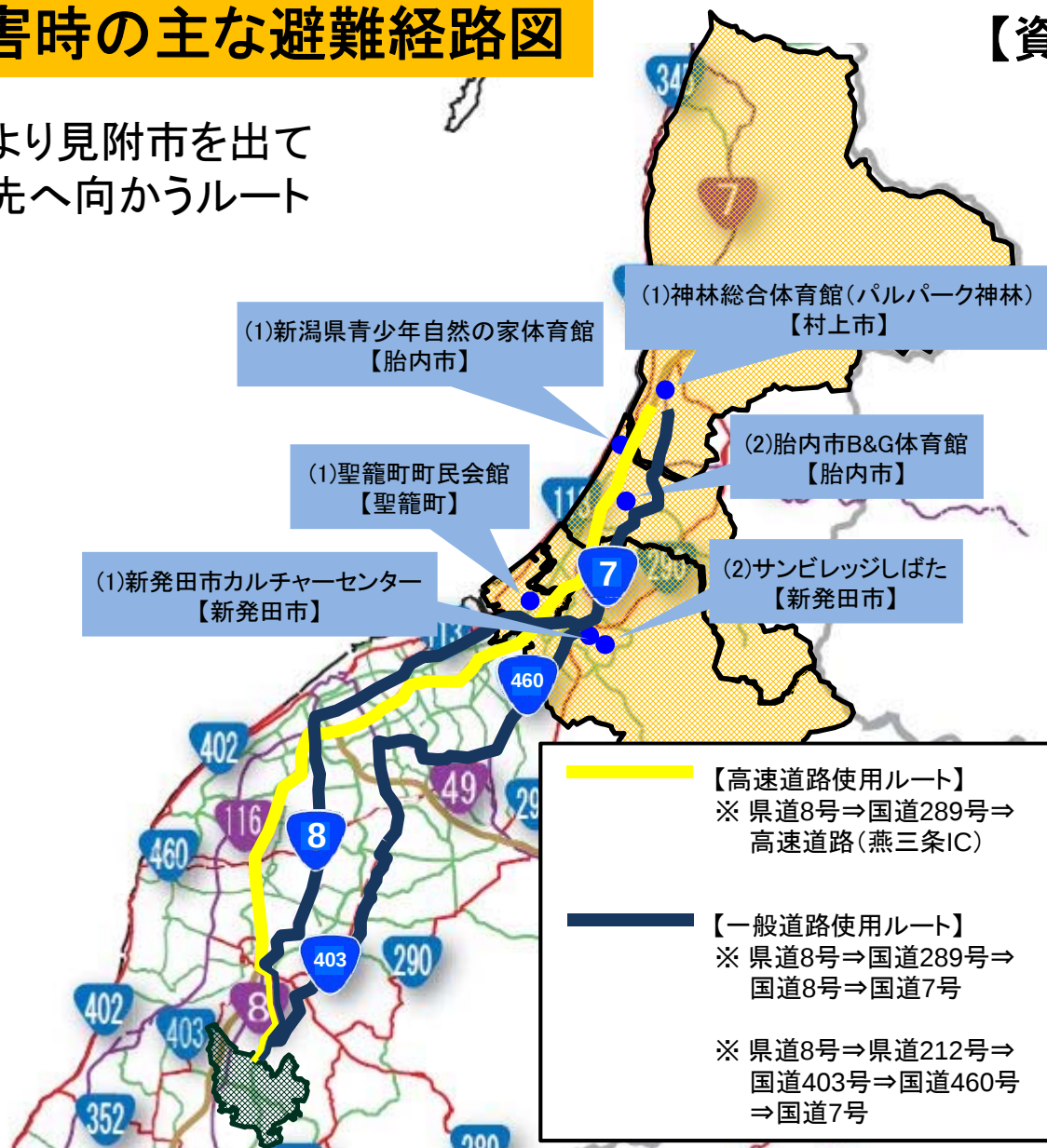


「新潟の道路2013—NIIGATA ROAD NAVIGATION—(新潟県土木部道路建設課)」を加工

原子力災害時の主な避難経路図

【資料3】

② 北側より見附市を出て 避難先へ向かうルート

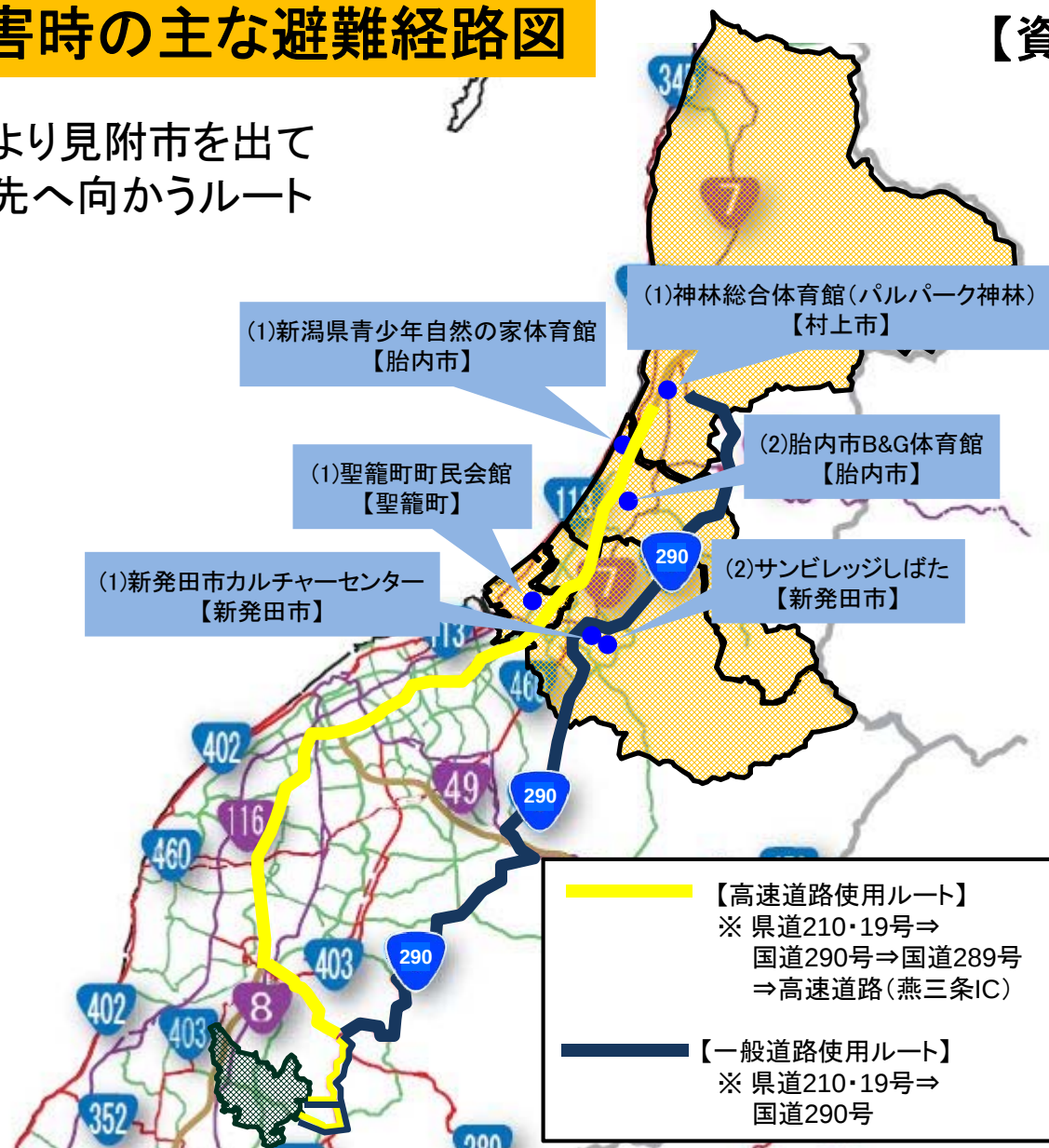


「新潟の道路2013—NIIGATA ROAD NAVIGATION—(新潟県土木部道路建設課)」を加工

原子力災害時の主な避難経路図

【資料3】

③ 東側より見附市を出て 避難先へ向かうルート



「新潟の道路2013—NIIGATA ROAD NAVIGATION—(新潟県土木部道路建設課)」を加工

見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画

平成２８年３月２３日策定

発行：見附市企画調整課

〒９５４－８６８６

新潟県見附市昭和町２丁目１番１号

電話：０２５８－６２－１７００

FAX 番号：０２５８－６３－１００６

メールアドレス：kikaku@city.mitsuke.niigata.jp
